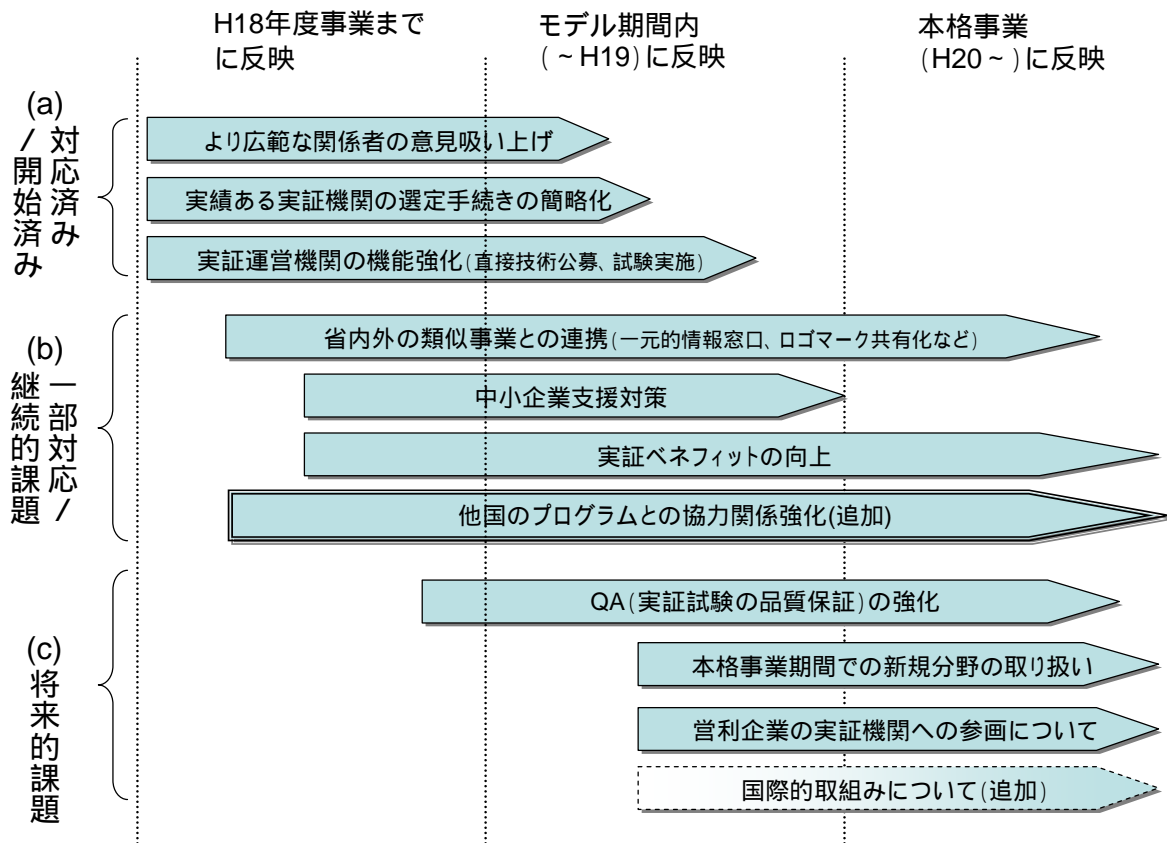


平成 18 年度以降の事業の方向性について

H18.6.22. 環境省環境研究技術室

1. 検討課題の整理



2. 今後の予定(追加)

前回以降の追加点は次のとおり。

(1) モデル事業展示・ワークショップ/シンポジウムの開催の具体化(及び)

本年12月にエコ・プロダクツ2006において実施を予定。これまで直接モデル事業と関わりを有していない潜在的な技術開発者や技術ユーザーをも対象とした、事業の広報と情報交換の場とする。また、既にモデル事業に参加している企業に対しては、実証事業の知名度の向上と積極的な宣伝・広報の場を提供することにより技術の普及が促進される等、実証ベネフィットの向上を目指す。

(2) 本格事業に向けた分野の考え方()

我が国の環境技術実証モデル事業における分野は資料1で示すとおりであるが、モデル期間中

ということもあり、技術分野名は具体的に設定されており、これらをさらに括るような大きな部門的な区分はない。米国の例と比較すると、我が国の「技術分野」は、米国のプログラムにおける技術カテゴリーに該当している。米国の例ではその上にセンター等としての括りがある。我が国の事業についても、今後、本格事業化に際し、技術分野の拡大に備え、分野や区分のあり方の整理が必要。

米国プログラムの例： [] 内は実証事業実施機関

	プログラム(センター)	優先/対象技術カテゴリーの例
センターへ移行したプログラム	Advanced Monitoring Systems Center [Battelle]	意思決定支援ソフト、ダスト 中鉛検知器、ポータブル GC/MS、地下水サンプリング 装置等
	Air Pollution Control Technologies Center (Indoor Air Products を統合) [RTI International]	固定発生源からの NOx 防止 技術、移動発生源燃料、移動 発生源ハイブリッドディーゼ ル、VOC 排出防止技術等
	Drinking Water Systems Center [NSF International]	吸着剤、凝固・ろ過作用、イ オン交換、逆浸透膜、紫外線 による微生物除去システム等
	GHG Technologies Center [Southern Research Institute]	高度な発電技術、処分場にお ける発生ガス利用技術、GHG モニタリング技術等
	Water Quality Protection Center [NSF International]	家畜糞尿の固体分離技術、水 銀アマルガム分離技術、排水 再利用技術等
一部継続中	Pollution Prevention(P2), Recycling, and Waste Treatment Pilots [Concurrent Technologies Corporation]	金属塗料仕上げ技術、製造工 程からの発生汚泥抑制技術、 スプレー缶穴あけ技術、水性 回路基板洗浄剤等
別の制度に統合されたプログラム	Building Decontamination Technology Center Safe Buildings Monitoring and Detection Technology Effort Safe Buildings Air Filtration and Cleaning Technology Effort	国土安全保障技術試験・評 価プログラムへ移行
終了したプログラム	EvTEC Pilot (Environmental Technology Evaluation)	排水処理技術、土壌浄化技術、 道路結氷防止剤等

(3) 他国のプログラムとの協力関係強化(追加) ()

これまで2回にわたる環境技術実証(ETV)国際フォーラムが開催されてきたが、特に本年3月に行われた第2回フォーラムは、「国際的に受け入れられる環境性能実証のアプローチを推進し、各国のプログラム間の協力関係を強化する。」ことを目的として開催されるなど、国内のみならず国際的な視野が求められるようになってきている。今後具体的に考えられる取組として、先のフォーラムでは情報交換、定期的なコミュニケーション、二国間以上でのETV共同実施等が提案されている。

そこで、当面は、我が国の制度について情報提供する基盤を整備する必要があることから、本年度は実施要領や報告書等の英文化及びHP掲載を重点的に行うこととする。また、本事業を国際的に展開することも念頭に置き、今後の事業の方向性を検討する必要がある。

(4) 国際的取組みについて(追加) ()

既にETV制度が確立している米国は、シンガポールやバングラディッシュにおける制度整備や技術実証への協力を行っている。また、カナダでは制度の展開にあたり、市場規模の制約から海外に目を向け、中国や韓国との共同を模索しているとされている。

我が国における本制度の歴史は米国(1995~)やカナダ(1997~)に比べて浅いとはいうものの、ノウハウの蓄積は確実に進んでおり、本格事業への移行にあたり、海外市場や国際スタンダード化などを視野にいれつつ、事業展開の方向性を検討する必要がある。

3. 実施要領の改定等

H18年度実施要領は前回会議で決定したとおり。H19に向けてさらに改定が必要な事項として、現時点までに浮上している点は以下のとおり。

(ア) 実証機関等決定後に実証機関の体制等に変更がある場合の取扱い

(イ) 上記変更が軽微である場合の取扱いと、再度選定作業が必要な場合の取扱い

(ウ) 実証運営機関が実証機関を兼ねる場合であって、実証運営機関となった後に実証機関となることを希望した場合の取扱い